

IV 資 料

1 市民センターの予算

<歳 出>

〔市民センターにかかる経費〕

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)
地域社会教育事業費(※)		620,701	615,263	618,941	631,927	683,117
市民センター 施設費	運営管理	1,482,852	1,437,732	1,408,638	1,467,930	1,565,660
	施設整備 ・改築等	961,658	1,001,672	674,716	108,882	1,606,706
合 計		3,065,211	3,054,667	2,702,295	2,208,739	3,855,483

※地域社会教育事業費 内訳

単位:千円

		平成29年度(決算)		平成30年度(決算)		令和元年度(決算)		令和2年度(決算)		令和3年度(予算)	
		拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館
各種 講座等	家庭教育推進	310	3,026	198	2,868	257	2,696	55	1,577	159	2,653
	青少年健全育成	820	2,168	672	2,521	730	2,318	556	2,132	776	2,368
	成人学習振興	489	3,531	456	3,409	339	3,136	352	2,528	444	3,205
	高齢者学習振興	522	6,583	524	6,831	492	6,187	326	6,547	601	5,933
	地域社会教育推進	2,475	7,576	2,032	6,868	2,029	6,768	1,258	4,599	3,005	6,474
	民間指導者育成	/	2,016	/	2,549	/	2,414	/	2,473	/	2,365
	学習情報提供	139	0	225	53	188	27	339	0	213	344
	学びを支える人材育成	1,978	/	2,039	/	1,936	/	1,663	/	2,874	/
	若者社会参画型学習推進	1,556	/	1,644	/	1,412	/	1,085	/	1,709	/
	住民参画・問題解決型学習推進	1,463	/	1,810	/	1,777	/	1,582	/	2,255	/
	学びのまち仙台市民カレッジ	904	/	695	/	513	/	307	/	982	/
	子ども参画型社会創造支援	1,607	/	1,435	/	1,401	/	1,448	/	1,706	/
	障害者学習講座開設	355	/	309	/	278	/	116	/	462	/
	市立高等学校開放講座開設	159	/	153	/	158	/	68	/	200	/
	小 計	12,777	24,900	12,192	25,099	11,510	23,546	9,155	19,856	15,386	23,342
学習情報提供 (システム運営管理等)		15,959	/	15,489	/	32,568	/	17,616	/	18,184	/
その他		14,258	552,807	13,695	548,788	13,993	537,324	14,846	570,454	15,753	610,452
合 計		42,994	577,707	41,376	573,887	58,071	560,870	41,617	590,310	49,323	633,794

<歳 入>

単位:千円

	平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)
市民センター使用料	177,675	178,663	151,018	125,525	164,065

2 令和2年度 市民センター職員数

(令和2年6月1日現在)

 部分は嘱託職員

 内部で兼務

 外部と兼務

青葉区

	職名 館名	区 役 所 ・ 教 育 委 員 会										(公財)仙台ひと・まち交流財団										合 計	総 計
		セン ター 長	セン ター 兼 係 長	主 幹 兼 係 長	係 長	主 査 主 事	主 査 主 査	主 査 主 査	主 事	正職員以外 専門員	任 用 職 員	合 計	(常勤嘱託) 館長	事業職員 係長	主 任	係 員	常勤嘱託職員 主 任	係 員	非常勤嘱託職員	臨時職員			
1	青葉区中央	1			1	3	1	1		3	1	11	1		1	4		1	2		9	20	
2	柏 木												1		1	3			2		7	7	
3	北 山												1			3		1	3		8	8	
4	福 沢												1		1	2		1	1		6	6	
5	旭ヶ丘												1			3	1		2		7	7	
6	三本松												1			3		1	1		6	6	
7	片 平												1		1	2		1	1		6	6	
8	水の森												1			2	1		1	1	6	6	
9	貝ヶ森												1		1	2		1	2		7	7	
10	中 山												1		1	3			2		7	7	
11	折 立												1		1	3			1		6	6	
12	木町通												1		1	2		1	2		7	7	
13	広 瀬												兼		1	3					4	4	
14	宮城西												1		1	1		1	1	1	6	6	
15	大 沢												1		1	3			1		6	6	
16	落 合												1			3		1	1		6	6	
17	吉 成												1		1	3				1	6	6	
	小 計	1	0	0	1	3	1	1	0	3	1	11	16	0	12	45	2	9	23	3	110	121	

宮城野区

宮城野区																						
1	生涯学習支援	1	1		1	4	1	4			3	15	1		1	2		2	2		8	23
2	宮城野区中央	1		1		3		1			2	8	兼	1		2		2			5	13
3	高 砂												1		1	3			1		6	6
4	岩 切												1			3		1	1		6	6
5	鶴ヶ谷												1		1	2		1	1		6	6
6	榴ヶ岡												1		1	3		1	1		7	7
7	東 部												1			3		1	1		6	6
8	幸 町												1			3		1	1		6	6
9	田 子												1		1	2		1	1		6	6
10	福 室												1		1	2		1	1		6	6
	小 計	2	1	1	1	7	1	5	0	0	5	23	9	1	6	25	0	11	10	0	62	85

若林区

1	若林区中央	1			1	2	1	1		1		7		1		2		1		1	5	12
2	七 郷												1			3		1	1		6	6
3	荒 町												1			3		1	1		6	6
4	六 郷												1		1	2		1	1		6	6
5	若 林												1		1	3			1		6	6
6	沖 野												1		1	2		1	1		6	6
	小 計	1	0	0	1	2	1	1	0	1	0	7	5	1	3	15	0	5	5	1	35	42

太白区

		区 役 所 ・ 教 育 委 員 会										(公財)仙台ひと・まち交流財団											
	職名 館名	センター長	センター次長 兼係長	主幹兼係長	係長	主 査		総括主任・主任	主 事	正職員以外			合 計	(常勤嘱託)館長	事業職員			常勤嘱託職員		非常勤嘱託職員	臨時職員	合 計	総 計
						社会教育主事	主 査			専門員	任用職員	会計年度			係 長	主 任	係 員	主 任	係 員				
1	太白区中央	1			1	3		2			1	8	兼1	1		3		1			5	13	
2	生出												1			3		1	1		6	6	
3	中田												1		1	3				1	6	6	
4	西多賀												1		1	2		1	1		6	6	
5	八本松												1		1	2		1	1		6	6	
6	八木山												1			3		1	1		6	6	
7	山田												1			4			1		6	6	
8	茂庭台												1			3		1	1		6	6	
9	東中田												1		1	3			1		6	6	
10	柳生												1		1	2		1	1		6	6	
11	富沢												1		1	1		1	1	1	6	6	
12	秋保												1		1	4			1	1	8	8	
13	馬場												兼1		兼1	兼4			兼1	兼1	0	0	
14	湯元												兼1		兼1	兼4			兼1	兼1	0	0	
	小 計	1	0	0	1	3	0	2	0	0	1	8	11	1	7	33	0	8	10	3	73	81	

泉区

1	泉区中央	1			1	3	1	1			1	8	1		1	4		1	2		9	17
2	根白石												1			4			1		6	6
3	南光台												1		1	2		1	1		6	6
4	黒松												1		1	2		1	2		7	7
5	将監												1		1	2		1	1		6	6
6	加茂												1			3		1	1		6	6
7	高森												1			3		1	1		6	6
8	松陵												1			3		1	1		6	6
9	寺岡												1			3		1	1		6	6
10	長命ヶ丘												1			3	1		1		6	6
11	松森												1		1	2		1	1		6	6
12	桂												1		1	2		1	1		6	6
13	南中山												1			3		1	1		6	6
	小 計	1	0	0	1	3	1	1	0	0	1	8	13	0	6	36	1	11	15	0	82	90

総 計

		区 役 所 ・ 教 育 委 員 会										(公財)仙台ひと・まち交流財団											
	職名	センター長	センター次長 兼係長	主幹兼係長	係長	主 査		総括主任・主任	主 事	正職員以外			合 計	(常勤嘱託)館長	事業職員			常勤嘱託職員		非常勤嘱託職員	臨時職員	合 計	総 計
						社会教育主事	主 査			専門員	任用職員	会計年度			係 長	主 任	係 員	主 任	係 員				
	計	6	1	1	5	18	4	10	0	4	8	57	54	3	34	154	3	44	63	7	362	419	

3 令和2年度 主催講座の事業別実施状況

区 名 館 名		青 葉 区														
		青葉区 中央	柏木	北山	福沢	旭ヶ丘	三本松	片平	水の森	貝ヶ森	中山	折立	木町通	広瀬	宮城西	大沢
事 業																
家 庭 教 育 推 進 事 業																
(例) 子育て支援講座 親子ふれあい教室 食育講座 思春期親学 ブレババママ講座 絵本よみきかせ講座	講座数	3	1	1	1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0
	回 数	7	1	6	3	0	2	0	2	0	0	1	3	0	2	0
	参加者数	283	11	43	44	0	26	0	8	0	0	11	21	0	33	0
青 少 年 健 全 育 成 事 業																
(例) インリーダー研修 子どもの広場 キッズクッキング 夏休みチャレンジ講座 子ども体験塾	講座数	8	1	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	4	2	2
	回 数	77	1	2	2	3	7	4	4	11	4	9	7	13	2	2
	参加者数	1,438	28	107	58	63	146	61	43	901	112	163	292	326	35	50
成 人 学 習 振 興 事 業																
(例) 自然体験教室 エコライフ講座 男の料理教室 現代課題対応講座	講座数	2	1	0	1	0	1	1	3	1	2	1	1	1	4	2
	回 数	107	4	0	5	0	1	5	11	4	6	5	1	3	11	17
	参加者数	3,774	60	0	67	0	5	92	176	39	102	21	18	43	138	222
高 齢 者 学 習 振 興 事 業																
(例) 明治青年大学 老壮大学 健康づくり教室 介護予防教室	講座数	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	回 数	6	15	6	0	4	7	12	2	8	5	6	9	6	5	6
	参加者数	229	364	156	0	268	207	264	68	259	129	94	401	233	137	293
地 域 社 会 教 育 推 進 事 業																
(例) 市民センターまつり 事業運営懇話会 学びのコミュニティ関連事業 地域防災教室 社会学級連携事業 地域(自然・伝統)を知る講座	講座数	8	5	4	6	5	5	4	2	2	4	3	3	3	4	6
	回 数	41	12	10	17	15	21	11	7	16	10	25	10	4	20	13
	参加者数	1,212	247	400	1,149	147	523	493	110	128	85	1,042	109	256	890	433
民 間 指 導 者 育 成 事 業																
(例) 各種ボランティア育成講座 各種ボランティア活動支援 ジュニアリーダー育成支援	講座数	0	0	1	3	0	1	0	0	1	0	1	1	1	0	1
	回 数	0	0	8	14	0	9	0	0	2	0	6	5	2	0	1
	参加者数	0	0	89	109	0	43	0	0	27	0	39	10	18	0	12
合 計		22	9	9	13	8	11	8	9	8	9	9	9	10	12	12
		238	33	32	41	22	47	32	26	41	25	52	35	28	40	39
		6,936	710	795	1,427	478	950	910	405	1,354	428	1,370	851	876	1,233	1,010

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は、「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

(※1) 青葉区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」

(※2) 若林区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」

				宮 城 野 区											若 林 区								
落合	吉成	小計	生涯学 習支援	宮城野 区中央	高砂	岩切	鶴ヶ谷	榴ヶ岡	東部	幸町	田子	福室	小計	若林区 中央	七郷	荒町	六郷	沖野	若林	小計			
1	1	13	0	0	0	3	2	0	1	1	1	0	8	1	1	0	1	1	1	5			
4	3	34	0	0	0	27	4	0	2	4	5	0	42	3	1	0	2	3	3	12			
30	20	530	0	0	0	293	201	0	10	42	63	0	609	35	9	0	16	49	30	139			
(※1)															(※2)								
2	1	24	0	3	1	2	3	1	2	2	1	1	16	4	2	1	3	3	4	11			
2	1	134	0	16	1	5	25	9	6	4	2	3	71	10	2	1	6	11	14	38			
148	33	3,458	0	717	15	448	764	62	69	114	67	176	2,432	96	38	97	72	313	385	723			
1	1	23	7	4	0	0	2	1	1	0	2	0	17	11	0	2	0	0	2	15			
4	3	187	47	26	0	0	13	1	2	0	6	0	95	94	0	3	0	0	7	104			
36	21	4,814	714	729	0	0	122	24	13	0	51	0	1,653	457	0	19	0	0	55	531			
1	1	16	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	12	2	1	2	1	1	1	8			
6	12	115	13	4	12	6	6	10	9	6	5	11	82	18	14	11	7	7	7	64			
170	326	3,598	3,609	104	337	337	268	169	208	153	162	366	5,713	576	426	309	327	362	321	2,321			
1	3	68	1	8	7	2	3	5	3	2	4	6	41	4	3	5	6	3	3	24			
2	5	239	1	29	34	6	7	16	4	3	13	18	131	15	14	17	29	9	12	96			
29	65	7,318	13	3,916	693	350	172	241	90	106	622	438	6,641	85	236	435	543	874	163	2,336			
2	2	14	8	3	0	2	0	1	1	2	1	1	19	4	1	1	2	1	1	10			
11	7	65	28	18	0	8	0	9	3	16	23	17	122	41	18	16	19	5	4	103			
133	45	525	650	135	0	91	0	33	36	186	514	282	1,927	417	61	74	152	45	60	809			
8	9	158	17	19	9	10	11	10	10	8	10	9	113	26	8	11	13	9	12	73			
29	31	774	89	93	47	52	55	45	26	33	54	49	543	181	49	48	63	35	47	417			
546	510	20,243	4,986	5,601	1,045	1,519	1,527	529	426	601	1,479	1,262	18,975	1,666	770	934	1,110	1,643	1,014	6,859			

区 名 館 名 事 業			太 白 区												
			太白区 中央	生出	中田	西多賀	八本松	八木山	山田	茂庭台	東中田	柳生	富沢	秋保	小計
家 庭 教 育 推 進 事 業															
(例) 子育て支援講座 親子ふれあい教室 食育講座 思春期親学 プレパパママ講座 絵本よみきかせ講座	講座数	1	1	1	1	2	0	0	1	0	1	3	0	11	
	回 数	2	1	2	1	7	0	0	3	0	5	15	0	36	
	参加者数	18	15	38	8	79	0	0	84	0	102	188	0	532	
青 少 年 健 全 育 成 事 業			(※3)												
(例) インリーダー研修 子どもの広場 キッズクッキング 夏休みチャレンジ講座 子ども体験塾	講座数	4	2	2	4	2	3	2	3	2	2	3	1	19	
	回 数	14	5	12	11	4	4	3	3	3	5	6	3	61	
	参加者数	534	72	500	215	15	153	56	14	19	59	430	76	2,072	
成 人 学 習 振 興 事 業															
(例) 自然体験教室 エコライフ講座 男の料理教室 現代課題対応講座	講座数	2	2	0	1	0	1	1	1	1	0	1	3	13	
	回 数	17	5	0	2	0	36	3	3	6	0	3	7	82	
	参加者数	96	70	0	27	0	304	33	14	62	0	50	97	753	
高 齢 者 学 習 振 興 事 業															
(例) 明治青年大学 老壮大学 健康づくり教室 介護予防教室	講座数	2	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	12	
	回 数	12	6	10	5	6	5	0	6	6	7	6	7	76	
	参加者数	322	132	102	207	251	500	0	182	154	341	145	192	2,528	
地 域 社 会 教 育 推 進 事 業															
(例) 市民センターまつり 事業運営懇話会 学びのコミュニティ関連事業 地域防災教室 社会学級連携事業 地域(自然・伝統)を知る講座	講座数	7	5	3	4	4	4	2	4	5	3	2	2	45	
	回 数	29	11	15	7	10	7	11	5	11	7	6	4	123	
	参加者数	2,907	270	902	275	149	443	121	120	160	182	72	71	5,672	
民 間 指 導 者 育 成 事 業															
(例) 各種ボランティア育成講座 各種ボランティア活動支援 ジュニアリーダー育成支援	講座数	2	0	1	0	1	0	3	2	1	1	1	1	13	
	回 数	5	0	8	0	9	0	9	14	3	1	7	3	59	
	参加者数	88	0	45	0	18	0	248	94	19	2	62	11	587	
合 計			18	11	8	11	10	9	8	12	10	8	11	8	113
			79	28	47	26	36	52	26	34	29	25	43	24	437
			3,965	559	1,587	732	512	1,400	458	508	414	686	947	447	12,144

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は、「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

(※3) 太白区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」

泉 区														
泉区 中央	根白石	南光台	黒松	将監	加茂	高森	松陵	寺岡	長命 ヶ丘	松森	桂	南中山	小計	総計
1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	1	9	46
1	2	0	0	0	2	3	3	2	3	3	0	1	20	144
8	79	0	0	0	28	31	50	6	102	42	0	14	360	2,170
(※6)														
2	2	3	1	1	1	1	0	0	1	2	1	2	17	87
1	5	24	1	1	2	1	0	0	2	2	2	2	43	347
385	195	285	6	17	27	21	0	0	12	40	33	68	1,089	9,774
4	1	2	0	0	1	0	4	1	0	2	0	0	15	83
28	2	18	0	0	1	0	21	2	0	7	0	0	79	547
186	24	139	0	0	13	0	244	11	0	43	0	0	660	8,411
1	2	1	2	1	2	1	1	1	3	1	1	1	18	66
8	12	9	3	5	11	4	5	7	9	6	12	7	98	435
335	253	469	153	204	389	197	405	219	263	215	267	206	3,575	17,735
4	1	5	3	6	3	4	1	4	4	2	4	3	44	222
10	2	23	7	14	4	14	1	11	8	8	23	7	132	721
89	23	823	58	170	70	484	3	425	162	241	179	63	2,790	24,757
3	2	0	2	0	1	1	1	1	1	1	1	2	16	72
16	13	0	6	0	10	9	1	8	2	5	9	9	88	437
179	199	0	50	0	40	34	4	21	7	62	18	54	668	4,516
15	9	11	8	8	9	8	8	8	10	9	7	9	119	576
64	36	74	17	20	30	31	31	30	24	31	46	26	460	2,631
1,182	773	1,716	267	391	567	767	706	682	546	643	497	405	9,142	67,363

4 主催事業参加者数推移

(※)2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は表上段の市民センターに計上しています。

青 葉 区

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
青 葉 区 中 央	14,735	16,421	13,643	16,663	17,153	6,893	
柏 木	3,284	3,277	3,154	2,768	2,458	682	
北 山	3,812	2,900	2,397	1,814	1,685	737	
福 沢	3,640	4,125	4,565	3,451	3,628	1,389	
旭 ケ 丘	6,940	6,722	6,137	5,417	4,297	444	
三 本 松	618	2,749	2,722	3,022	1,880	916	平成27年8月1日～平成28年4月14日 大規模修繕工事のため休館
片 平	3,168	4,185	3,249	3,477	3,198	867	
水 の 森	4,775	4,496	2,575	2,660	2,496	371	令和2年11月1日～令和3年11月(予定) 大規模修繕工事のため休館
貝 ケ 森	4,091	4,489	4,494	1,809	3,630	1,329	
中 山	4,998	2,937	2,096	1,982	2,180	383	
折 立	3,121	3,417	3,421	3,454	3,898	1,341	
木 町 通	3,057	3,340	2,862	2,069	2,415	808	
広 瀬	8,659	7,680	6,702	5,891	6,919	850	
宮 城 西	4,296	4,340	5,037	5,059	7,183	1,231	
大 沢	3,968	3,172	3,759	1,349	3,133	995	平成30年7月18日～平成31年4月19日 大規模修繕工事のため休館
落 合	2,199	2,911	3,886	5,603	2,638	530	
吉 成	2,221	2,232	3,061	3,176	2,919	477	
計	77,582	79,393	73,760	69,664	71,710	20,243	

宮 城 野 区

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
生涯学習支援	16,485	18,500	17,390	17,028	15,250	4,986	
宮城野区中央	6,686	7,543	8,050	8,072	7,344	5,601	
高 砂	21,746	18,941	12,683	9,840	7,159	1,045	
岩 切	4,014	4,337	4,671	5,323	2,608	1,519	
鶴 ケ 谷	2,180	3,647	3,657	3,769	3,819	1,527	平成23年3月11日の東日本大震災以降 休館。平成28年4月2日再開館
榴 ケ 岡	3,024	3,899	2,882	2,766	2,249	529	平成27年8月1日～10月31日 修繕工事のため休館
東 部	4,570	4,836	3,744	3,744	2,690	426	
幸 町	3,920	4,083	4,131	4,380	482	601	令和元年8月1日～令和2年4月17日 大規模修繕工事のため休館
田 子	7,073	7,279	7,093	7,156	6,254	1,479	
福 室	5,412	5,644	6,229	5,096	4,290	1,262	
計	75,110	78,709	70,530	67,174	52,145	18,975	

若林区

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
若林区中央	10,864	10,413	9,734	7,252	6,681	1,612	
七郷	12,145	12,593	14,270	15,573	14,670	732	
荒町	4,232	6,730	6,321	6,064	6,011	837	
六郷	5,043	6,443	7,243	9,445	12,589	1,110	
沖野	12,009	12,326	12,002	10,289	8,706	1,599	
若林	3,465	3,116	3,486	2,988	1,086	969	令和元年7月9日～令和2年4月17日 大規模修繕工事のため休館
計	47,758	51,621	53,056	51,611	49,743	6,859	

太白区

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
太白区中央	25,425	23,400	24,998	23,404	32,765	3,965	
生出	6,336	5,741	5,970	5,256	4,429	548	
中田	5,358	5,280	5,442	5,468	16,379	1,587	
西多賀	9,380	2,803	1,847	2,432	3,749	732	
八本松	4,129	5,002	4,990	3,187	2,768	512	平成26年11月1日～平成27年4月10日 大規模修繕工事のため休館
八木山	17,131	29,282	31,533	26,246	20,959	1,400	平成26年3月1日～平成27年4月2日 大規模修繕工事のため休館
山田	6,696	6,719	3,349	6,133	4,510	420	平成29年8月1日～平成30年4月13日 大規模修繕工事のため休館
茂庭台	4,316	5,310	4,747	810	2,288	508	平成30年7月18日～平成31年4月19日 大規模修繕工事のため休館
東中田	5,755	6,984	6,252	4,984	4,612	414	令和2年12月14日～令和4年2月(予定) 大規模修繕工事のため休館
柳生	3,690	3,976	4,728	3,449	2,517	686	
富沢	5,888	5,966	5,661	7,477	7,475	925	
秋保	2,977	2,698	2,644	2,701	2,071	447	
計	97,081	103,161	102,161	91,547	104,522	12,144	

泉区

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
泉区中央	6,427	5,707	6,144	5,801	4,918	1,182	
根白石	3,173	1,805	2,539	2,794	3,052	773	平成28年8月1日～平成29年4月14日 大規模修繕工事のため休館
南光台	3,901	5,369	5,108	5,482	3,622	1,716	平成23年3月11日の東日本大震災以降 休館, 平成27年3月28日再開館
黒松	2,738	6,042	6,226	5,238	2,927	267	
将監	4,118	4,539	5,123	4,764	4,441	391	
加茂	3,141	2,623	3,014	2,631	2,497	567	
高森	7,581	7,679	4,359	4,748	4,641	767	
松陵	4,421	4,716	4,654	3,732	3,650	706	
寺岡	3,171	3,578	3,648	2,610	2,275	682	
長命ヶ丘	4,699	4,895	7,237	6,420	3,752	546	
松森	3,259	3,501	3,366	3,073	1,568	643	
桂	3,987	3,047	3,276	2,123	2,167	497	
南中山	2,218	2,845	2,411	2,104	1,916	405	
計	52,834	56,346	57,105	51,520	41,426	9,142	

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
合計	350,365	369,230	356,612	331,516	319,546	67,363	

5 市民センター利用者数推移

青 葉 区

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
青 葉 区 中 央	95,024	93,687	90,977	92,239	71,794	40,529
柏 木	32,566	30,545	30,070	30,665	25,360	15,105
北 山	39,390	37,639	33,388	30,297	26,187	11,619
福 沢	45,315	46,227	46,908	48,137	41,638	22,965
旭 ケ 丘	76,637	78,086	85,147	81,099	71,346	36,882
三 本 松	7,833	21,496	24,619	24,281	23,392	14,393
片 平	75,747	73,612	74,704	96,460	90,962	65,253
水 の 森	72,592	75,932	73,445	74,125	69,569	30,527
貝 ケ 森	47,328	54,609	58,832	58,272	49,116	31,842
中 山	63,873	66,801	65,557	62,680	57,393	35,044
折 立	50,448	44,956	47,898	50,766	49,404	28,228
木 町 通	81,235	82,513	82,107	93,409	92,797	62,629
広 瀬	54,747	31,554	29,157	33,657	29,337	12,600
宮 城 西	22,513	20,417	19,283	17,790	16,075	9,670
大 沢	31,909	28,005	29,493	8,107	23,704	21,002
落 合	34,978	34,563	33,415	31,700	29,658	15,814
吉 成	54,451	54,601	51,303	52,157	46,328	26,800
計	886,586	875,243	876,303	885,841	814,060	480,902

※三本松:平成27年8月1日から平成28年4月14日まで大規模修繕工事のため休館

※水の森:令和2年11月1日から令和3年11月(予定)まで大規模修繕工事のため休館

※大沢:平成30年7月18日から平成31年4月19日まで大規模修繕工事のため休館

宮 城 野 区

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生涯学習支援	105,083	100,316	102,367	103,223	87,652	46,133
宮城野区中央	79,773	72,858	76,606	70,328	70,617	37,009
高 砂	89,006	78,260	77,273	77,067	64,054	35,623
岩 切	35,923	33,655	32,730	31,387	30,166	18,359
鶴 ケ 谷	0	33,846	38,895	39,760	38,420	23,522
榴 ケ 岡	25,115	34,479	34,110	32,784	31,301	17,807
東 部	48,354	49,497	46,171	41,012	42,459	29,502
幸 町	70,095	72,028	65,887	58,019	16,420	34,952
田 子	76,428	78,556	79,924	80,837	67,951	53,413
福 室	95,991	95,796	100,779	100,485	99,232	68,990
計	625,768	649,291	654,742	634,902	548,272	365,310

※鶴ヶ谷:東日本大震災の影響により休館、平成28年4月2日再開

※榴ヶ岡:平成27年8月1日から10月31日まで修繕工事のため休館

※幸町:令和元年8月1日から令和2年4月17日まで大規模修繕工事のため休館

若 林 区

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
若林区中央	80,028	75,342	67,196	64,898	56,962	35,555
七 郷	68,540	69,492	74,493	74,708	69,186	45,534
荒 町	59,163	57,769	52,358	53,827	49,743	30,033
六 郷	70,057	63,092	58,400	58,306	58,105	37,625
沖 野	69,903	66,560	62,502	63,044	59,469	38,332
若 林	53,087	47,806	50,413	48,681	15,057	23,682
計	400,778	380,061	365,362	363,464	308,522	210,761

※若林:令和元年7月9日から令和2年4月17日まで大規模修繕工事のため休館

太 白 区

(単位:人)

	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
太 白 区 中 央	88,613	84,621	85,521	80,179	72,957	37,627
生 出	19,604	17,139	17,989	17,763	15,050	10,347
中 田	47,254	51,384	51,061	46,706	41,644	26,748
西 多 賀	55,861	51,450	48,029	37,993	31,555	21,809
八 本 松	40,715	41,140	45,857	41,171	40,708	24,534
八 木 山	47,543	59,331	58,394	57,663	52,834	27,165
山 田	39,709	40,762	12,569	31,937	32,873	18,359
茂 庭 台	43,698	51,903	55,693	16,022	37,765	24,664
東 中 田	55,580	59,740	64,662	59,494	53,059	27,729
柳 生	73,740	69,065	92,656	95,305	67,251	59,116
富 沢	63,172	58,115	61,284	60,543	45,174	22,109
秋 保	12,217	11,942	11,576	12,615	11,418	8,729
馬 場	5,048	4,217	1,332	4,752	5,916	2,958
湯 元	6,866	7,342	5,874	5,191	5,282	2,060
計	599,620	608,151	612,497	567,334	513,486	313,954

※八本松:平成26年11月1日から平成27年4月10日まで大規模修繕工事のため休館

※八木山:平成26年3月1日から平成27年4月2日まで大規模修繕工事のため休館

※山田:平成29年8月1日から平成30年4月13日まで大規模修繕工事のため休館

※茂庭台:平成30年7月18日から平成31年4月19日まで大規模修繕工事のため休館

※東中田:令和2年12月14日から令和4年2月(予定)まで大規模修繕工事のため休館

※馬場:平成29年8月1日から平成30年4月13日まで大規模修繕工事のため休館

泉 区

(単位:人)

	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
泉 区 中 央	50,830	45,644	46,115	44,554	41,016	27,536
根 白 石	22,042	7,612	19,979	23,930	22,339	14,744
南 光 台	46,584	40,754	41,213	40,695	40,777	23,662
黒 松	50,754	49,300	49,203	46,651	42,635	28,332
将 監	33,205	34,668	33,167	35,188	29,466	18,155
加 茂	52,026	47,768	52,471	49,055	45,268	27,334
高 森	39,912	35,715	35,918	33,253	31,591	22,710
松 陵	28,931	28,973	27,725	28,198	24,289	17,299
寺 岡	36,685	35,004	34,994	32,993	31,105	22,434
長 命 ケ 丘	42,121	40,001	38,950	38,381	36,202	23,104
松 森	34,069	31,582	30,162	30,656	27,329	15,483
桂	51,605	49,359	50,819	53,760	49,162	31,610
南 中 山	37,956	38,467	38,865	41,381	34,623	23,598
計	526,720	484,847	499,581	498,695	455,802	296,001

※根白石:平成28年8月1日から平成29年4月14日まで大規模修繕工事により休館

※南光台:東日本大震災の影響により休館、平成27年3月28日再開館

(単位:人)

	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
合 計	3,039,472	2,997,593	3,008,485	2,950,236	2,640,142	1,666,928

◆利用者数には、市民センターまつり参加者分は含まない。

◆新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の期間は全館とも利用自粛を要請した。

令和2年4月11日から5月31日まで、令和3年3月27日から5月11日まで

6 仙台市市民センター条例・施行規則

仙台市市民センター条例

平成二年三月一六日

仙台市条例第八号

(設置)

第一条 市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十四条の規定に基づき、市民センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの種類は、次のとおりとする。

- 一 生涯学習支援センター（本市の全域を主たる対象区域としてその事業を行うとともに、他の全てのセンターを統括するセンターをいう。）
- 二 区中央市民センター（その所在する区の区域内を主たる対象区域としてその事業を行うとともに、当該区域内に所在する地区市民センターを支援するセンターをいう。）
- 三 地区市民センター（前二号に掲げるセンター以外のセンターをいう。）

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

一 生涯学習支援センター

名称	位置
仙台市生涯学習支援センター	仙台市宮城野区榴岡四丁目1番8号

二 区中央市民センター

名称	位置
仙台市青葉区中央市民センター	仙台市青葉区一番町二丁目1番4号
仙台市宮城野区中央市民センター	仙台市宮城野区五輪二丁目12番70号
仙台市若林区中央市民センター	仙台市若林区南小泉一丁目1番1号、保寿院前丁3番地の1
仙台市太白区中央市民センター	仙台市太白区長町五丁目3番2号
仙台市泉区中央市民センター	仙台市泉区市名坂字東裏53番地の1

三 地区市民センター

名称	位置
仙台市柏木市民センター	仙台市青葉区柏木三丁目3番1号
仙台市北山市民センター	仙台市青葉区新坂町8番4号
仙台市福沢市民センター	仙台市青葉区福沢町9番9号
仙台市旭ヶ丘市民センター	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目25番15号
仙台市三本松市民センター	仙台市青葉区堤町三丁目23番1号

仙台市片平市民センター	仙台市青葉区米ヶ袋一丁目1番35号
仙台市水の森市民センター	仙台市青葉区水の森四丁目1番1号
仙台市貝ヶ森市民センター	仙台市青葉区貝ヶ森一丁目4番6号
仙台市中山市民センター	仙台市青葉区中山三丁目13番1号
仙台市折立市民センター	仙台市青葉区折立三丁目20番1号
仙台市木町通市民センター	仙台市青葉区木町通一丁目7番36号
仙台市広瀬市民センター	仙台市青葉区下愛子字観音堂5番地
仙台市宮城西市民センター	仙台市青葉区熊ヶ根字石積47番地
仙台市大沢市民センター	仙台市青葉区芋沢字要害65番地
仙台市落合市民センター	仙台市青葉区落合二丁目15番15号
仙台市吉成市民センター	仙台市青葉区国見ヶ丘二丁目2番地の1
仙台市高砂市民センター	仙台市宮城野区高砂一丁目24番地の9
仙台市岩切市民センター	仙台市宮城野区岩切字三所南88番地の2
仙台市鶴ヶ谷市民センター	仙台市宮城野区鶴ヶ谷二丁目1番地の7
仙台市榴ヶ岡市民センター	仙台市宮城野区五輪一丁目3番1号
仙台市東部市民センター	仙台市宮城野区平成一丁目3番27号
仙台市幸町市民センター	仙台市宮城野区幸町三丁目13番13号
仙台市田子市民センター	仙台市宮城野区田子二丁目4番25号
仙台市福室市民センター	仙台市宮城野区福室五丁目9番36号
仙台市七郷市民センター	仙台市若林区荒井三丁目7番地の2
仙台市荒町市民センター	仙台市若林区荒町86番地の2
仙台市六郷市民センター	仙台市若林区今泉一丁目3番19号
仙台市若林市民センター	仙台市若林区若林三丁目15番20号
仙台市沖野市民センター	仙台市若林区沖野七丁目34番43号
仙台市生出市民センター	仙台市太白区茂庭二丁目8番地の1
仙台市中田市民センター	仙台市太白区中田四丁目1番5号
仙台市西多賀市民センター	仙台市太白区西多賀三丁目6番8号
仙台市八本松市民センター	仙台市太白区八本松二丁目4番20号
仙台市八木山市民センター	仙台市太白区八木山本町一丁目43番地
仙台市山田市民センター	仙台市太白区山田北前町13番1号
仙台市茂庭台市民センター	仙台市太白区茂庭台四丁目1番10号
仙台市東中田市民センター	仙台市太白区四郎丸字吹上51番地
仙台市柳生市民センター	仙台市太白区柳生七丁目20番地の7
仙台市富沢市民センター	仙台市太白区富沢南一丁目18番地の10
仙台市秋保市民センター	仙台市太白区秋保町長袋字大原44番地の1
仙台市馬場市民センター	仙台市太白区秋保町馬場字竹林45番地の1
仙台市湯元市民センター	仙台市太白区秋保町湯向2番地の20
仙台市根白石市民センター	仙台市泉区根白石字杉下前24番地
仙台市南光台市民センター	仙台市泉区南光台七丁目1番30号
仙台市黒松市民センター	仙台市泉区黒松一丁目33番40号
仙台市将監市民センター	仙台市泉区将監八丁目2番1号
仙台市加茂市民センター	仙台市泉区加茂四丁目2番地
仙台市高森市民センター	仙台市泉区高森六丁目1番地の2
仙台市松陵市民センター	仙台市泉区松陵五丁目20番地の2
仙台市寺岡市民センター	仙台市泉区寺岡二丁目14番地の4
仙台市長命ヶ丘市民センター	仙台市泉区長命ヶ丘二丁目14番地の15
仙台市松森市民センター	仙台市泉区松森字城前9番地の2
仙台市桂市民センター	仙台市泉区桂三丁目19番地の1
仙台市南中山市民センター	仙台市泉区南中山二丁目24番地の12

(使用の許可)

第三条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
- 二 センターの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めるとき

(使用料)

第四条 センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 使用料は、前条第一項の許可の際、納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を別に定める納期限までに納入させることができる。

(使用料の額の特例)

第四条の二 市長は、前条第二項ただし書の規定により使用料を別に定める納期限までに納入させる場合において、当該納期限の日以前に、第三条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）につき次の各号のいずれかに該当すると認めるとき（使用料が既納の場合を除く。）は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する使用料の額の範囲内で使用料の額を定めることができる。

- 一 天災その他自己の責めによらない事由によりセンターを使用できないとき
- 二 市長が別に定める期間内にセンターの使用の取りやめを申し出たとき

(使用料の返還)

第五条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者につき前条各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第六条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(目的外使用の禁止)

第七条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第八条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第九条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を取り消し、又はセンターの使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 使用者がこの条例又は使用の許可の際に付された条件に違反したとき
- 二 第三条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき

(指定管理者)

第十条 教育委員会は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十一条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第三条第一項の許可に関する業務
- 二 センターの事業として教育委員会がセンターごとに定める事業に関する業務
- 三 センターの維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第三条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第十二条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則

の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(審議会)

第十三条 社会教育法第二十九条第一項の規定に基づき、本市が設置する全ての市民センターに共通の公民館運営審議会として、仙台市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会の委員の委嘱の基準は、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令（平成二十三年文部科学省令第四十二号）第二条に規定する基準とする。
- 3 審議会の委員の定数は、十七人以内とする。
- 4 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前三項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附則省略

別表（第四条関係）

一 専用使用する場合

使用区分		金額	
仙台市生涯学習支援センター	会議室	※時間につき	620円
	第1セミナー室(A)	※時間につき	620円
	第1セミナー室(B)	※時間につき	620円
	第1セミナー室(C)	※時間につき	620円
	第2セミナー室	※時間につき	930円
	ミーティング室	※時間につき	390円
	和室	※時間につき	790円
	第1音楽室	※時間につき	1,000円
	第2音楽室	※時間につき	1,000円
	創作室(1)	※時間につき	790円
	創作室(2)	※時間につき	790円
	トレーニング室	※時間につき	790円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市青葉区中央市民センター	第1会議室	※時間につき	790円
	第2会議室	※時間につき	790円
	第3会議室	※時間につき	620円
	第4会議室	※時間につき	790円
	第5会議室	※時間につき	620円
	和室	※時間につき	790円
	調理実習室	※時間につき	930円
	音楽室	※時間につき	930円
	小ホール(1)	※時間につき	930円
	小ホール(2)	※時間につき	790円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市宮城野区中央市民センター	第1会議室	※時間につき	930円
	第2会議室	※時間につき	620円
	第3会議室	※時間につき	930円
	第4会議室	※時間につき	620円
	和室(1)	※時間につき	930円
	和室(2)	※時間につき	620円
	調理実習室	※時間につき	930円
	音楽室	※時間につき	930円
	創作室	※時間につき	930円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円

仙台市若林区中央市民センター	第1会議室	1時間につき	620円
	第2会議室	1時間につき	620円
	第3会議室	1時間につき	930円
	第4会議室	1時間につき	390円
	セミナー室(A)	1時間につき	620円
	セミナー室(B)	1時間につき	620円
	和室(1)	1時間につき	390円
	和室(2)	1時間につき	390円
	和室(3)	1時間につき	390円
	和室(4)	1時間につき	390円
	調理実習室	1時間につき	930円
	創作室	1時間につき	620円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市太白区中央市民センター	大会議室	1時間につき	930円
	中会議室	1時間につき	790円
	第1小会議室	1時間につき	620円
	第2小会議室	1時間につき	620円
	第3小会議室	1時間につき	620円
	和室(大)	1時間につき	930円
	和室(小)	1時間につき	620円
	調理実習室	1時間につき	930円
	音楽室	1時間につき	930円
	創作室	1時間につき	790円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市泉区中央市民センター	第1会議室	1時間につき	930円
	第2会議室	1時間につき	390円
	第3会議室	1時間につき	390円
	研修室	1時間につき	790円
	和室(1)	1時間につき	790円
	和室(2)	1時間につき	620円
	調理実習室	1時間につき	930円
	音楽室	1時間につき	730円
	創作室	1時間につき	790円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市柏木市民センター	会議室	1時間につき	930円
	和室(1)	1時間につき	390円
	和室(2)	1時間につき	390円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円

仙台市北山市民センター	第1会議室	1時間につき	930円
	第2会議室	1時間につき	390円
	第3会議室	1時間につき	930円
	和室(1)	1時間につき	930円
	和室(2)	1時間につき	390円
	和室(3)	1時間につき	620円
	和室(4)	1時間につき	620円
	調理実習室	1時間につき	730円
	トレーニング室	1時間につき	730円
仙台市福沢市民センター	第1会議室	1時間につき	620円
	第2会議室	1時間につき	930円
	第3会議室	1時間につき	790円
	和室(1)	1時間につき	930円
	和室(2)	1時間につき	390円
	和室(3)	1時間につき	390円
	視聴覚室	1時間につき	730円
	調理実習室	1時間につき	730円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市旭ヶ丘市民センター	第1会議室	1時間につき	1000円
	第2会議室	1時間につき	790円
	第3会議室	1時間につき	790円
	展示ホール(1)	1時間につき	930円
	展示ホール(2)	1時間につき	730円
	小ホール	1時間につき	790円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市二本松市民センター	会議室	1時間につき	620円
	会議室兼調理実習室	1時間につき	930円
	和室(1)	1時間につき	620円
	和室(2)	1時間につき	620円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市片平市民センター	第1会議室	1時間につき	790円
	第2会議室	1時間につき	620円
	会議室兼調理実習室	1時間につき	620円
	和室(1)	1時間につき	790円
	和室(2)	1時間につき	620円
	和室(3)	1時間につき	620円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市水の森市民センター	会議室	1時間につき	790円
	会議室兼調理実習室	1時間につき	790円
	和室(1)	1時間につき	790円
	和室(2)	1時間につき	620円
	和室(3)	1時間につき	620円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円

仙台市貝ヶ森市民センター	会議室	一時間につき	930円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	620円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市中山市民センター	会議室	一時間につき	790円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	620円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市折立市民センター	会議室	一時間につき	930円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	390円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市木町通市民センター	第1会議室	一時間につき	930円
	第2会議室	一時間につき	390円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	1000円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市広瀬市民センター	会議室	一時間につき	620円
	セミナー室(A)	一時間につき	620円
	セミナー室(B)	一時間につき	620円
	和室(1)	一時間につき	620円
	和室(2)	一時間につき	390円
	創作室	一時間につき	620円
仙台市宮城西市民センター	第1会議室	一時間につき	620円
	第2会議室	一時間につき	620円
	和室(1)	一時間につき	620円
	和室(2)	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	730円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市大森市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	790円
	和室(2)	一時間につき	390円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円

仙台市落合市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	930円
	和室(1)	一時間につき	620円
	和室(2)	一時間につき	620円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市吉成市民センター	会議室	一時間につき	930円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	620円
	和室	一時間につき	620円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市高砂市民センター	第1会議室	一時間につき	620円
	第2会議室	一時間につき	620円
	和室(1)	一時間につき	790円
	和室(2)	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	930円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市岩切市民センター	講義室	一時間につき	390円
	第1研修室	一時間につき	790円
	第2研修室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	620円
	和室(2)	一時間につき	620円
	視聴覚室	一時間につき	730円
	調理実習室	一時間につき	930円
	創作室	一時間につき	390円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市鶴ヶ谷市民センター	第1会議室	一時間につき	930円
	第2会議室	一時間につき	620円
	第3会議室	一時間につき	620円
	和室	一時間につき	620円
	調理実習室	一時間につき	930円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市榴ヶ岡市民センター	ミーティングルーム(1)	一時間につき	930円
	ミーティングルーム(2)	一時間につき	620円
	和室(1)	一時間につき	390円
	和室(2)	一時間につき	390円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円

仙台市東部市民センター	会議室	一時間につき	620円
	和室(1)	一時間につき	390円
	和室(2)	一時間につき	390円
	和室(3)	一時間につき	790円
	調理実習室	一時間につき	730円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市寺町市民センター	会議室	一時間につき	790円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	620円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市田子市民センター	第1会議室	一時間につき	930円
	第2会議室	一時間につき	390円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	620円
	調理実習室	一時間につき	1000円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市福室市民センター	第1会議室	一時間につき	930円
	第2会議室	一時間につき	620円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	620円
	調理実習室	一時間につき	930円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市七郷市民センター	会議室	一時間につき	390円
	第1研修室	一時間につき	790円
	第2研修室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	390円
	和室(2)	一時間につき	390円
	和室(3)	一時間につき	390円
	視聴覚室	一時間につき	930円
	調理実習室	一時間につき	930円
	創作室	一時間につき	620円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市荒町市民センター	第1会議室	一時間につき	390円
	第2会議室	一時間につき	390円
	第3会議室	一時間につき	930円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	730円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円

仙台市八郷市民センター	第1会議室	一時間につき	620円
	第2会議室	一時間につき	390円
	第3会議室	一時間につき	390円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	390円
	和室(3)	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	730円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市若林市民センター	会議室	一時間につき	930円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	620円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市沖野市民センター	会議室	一時間につき	790円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	390円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市牛田市民センター	第1講義室	一時間につき	620円
	第2講義室	一時間につき	390円
	和室	一時間につき	620円
	調理実習室	一時間につき	730円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市中田市民センター	講義室	一時間につき	620円
	第1研修室	一時間につき	790円
	第2研修室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	620円
	和室(2)	一時間につき	620円
	視聴覚室	一時間につき	730円
	調理実習室	一時間につき	930円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市西多賀市民センター	第1会議室	一時間につき	390円
	第2会議室	一時間につき	390円
	第3会議室	一時間につき	790円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	790円
	和室	一時間につき	390円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円

仙台市八木松市民センター	会議室	一時間につき	390円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	930円
	和室(1)	一時間につき	620円
	和室(2)	一時間につき	930円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市八木田市民センター	会議室	一時間につき	620円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	930円
	第1研修室	一時間につき	620円
	第2研修室	一時間につき	790円
	第3研修室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	620円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市山田市民センター	会議室	一時間につき	620円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	620円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市茂庭台市民センター	会議室	一時間につき	620円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	620円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市東中田市民センター	会議室	一時間につき	930円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	620円
	和室(1)	一時間につき	620円
	和室(2)	一時間につき	930円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市柳生市民センター	会議室	一時間につき	930円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	390円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円

仙台市富沢市民センター	第1会議室	一時間につき	930円
	第2会議室	一時間につき	620円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	620円
	調理実習室	一時間につき	930円
仙台市秋保市民センター	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
	第1会議室	一時間につき	930円
	第2会議室	一時間につき	620円
	研修室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	620円
	和室(2)	一時間につき	620円
	調理実習室	一時間につき	930円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市馬場市民センター	会議室	一時間につき	790円
	調理実習室	一時間につき	480円
	体育館	午前	2,000円
		午後	2,400円
		夜間	2,500円
仙台市湯沢市民センター	会議室	一時間につき	390円
	講義室	一時間につき	390円
	和室	一時間につき	620円
	視聴覚室	一時間につき	480円
	調理実習室	一時間につき	480円
	集会室	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市根白石市民センター	大会議室	一時間につき	930円
	小会議室	一時間につき	620円
	和室	一時間につき	790円
	調理実習室	一時間につき	930円
	工作室	一時間につき	620円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市南光台市民センター	第1会議室	一時間につき	620円
	第2会議室	一時間につき	620円
	第3会議室	一時間につき	620円
	第4会議室	一時間につき	930円
	和室	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	930円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円

仙台市黒松市民センター	第1研修室	一時間につき	620円
	第2研修室	一時間につき	790円
	和室	一時間につき	790円
	多目的室	一時間につき	790円
	調理実習室	一時間につき	730円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市将監市民センター	第1研修室	一時間につき	620円
	第2研修室	一時間につき	620円
	第3研修室	一時間につき	620円
	和室(1)	一時間につき	620円
	和室(2)	一時間につき	620円
	調理実習室	一時間につき	930円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市加茂市民センター	会議室	一時間につき	390円
	第1研修室	一時間につき	930円
	第2研修室	一時間につき	620円
	和室	一時間につき	620円
	調理実習室	一時間につき	930円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市高森市民センター	第1研修室	一時間につき	790円
	第2研修室	一時間につき	620円
	第3研修室	一時間につき	620円
	和室	一時間につき	620円
	調理実習室	一時間につき	930円
	音楽室	一時間につき	730円
	工作室	一時間につき	620円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市松陵市民センター	第1研修室	一時間につき	790円
	第2研修室	一時間につき	620円
	第3研修室	一時間につき	620円
	和室	一時間につき	790円
	調理実習室	一時間につき	730円
	工作室	一時間につき	620円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円

仙台市寺岡市民センター	第1研修室	一時間につき	620円
	第2研修室	一時間につき	620円
	第3研修室	一時間につき	620円
	和室	一時間につき	620円
	調理実習室	一時間につき	730円
	トレーニング室	一時間につき	620円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市長命ヶ丘市民センター	会議室	一時間につき	930円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	790円
	和室(1)	一時間につき	620円
	和室(2)	一時間につき	930円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市松森市民センター	会議室	一時間につき	930円
	和室 (大)	一時間につき	930円
	和室 (小)	一時間につき	620円
	調理実習室	一時間につき	930円
	工作室	一時間につき	620円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市桂市民センター	第1会議室	一時間につき	930円
	第2会議室	一時間につき	390円
	和室(1)	一時間につき	930円
	和室(2)	一時間につき	620円
	調理実習室	一時間につき	930円
	創作室	一時間につき	620円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市南中山市民センター	第1会議室	一時間につき	930円
	第2会議室	一時間につき	620円
	研修室	一時間につき	930円
	和室(1)	一時間につき	390円
	和室(2)	一時間につき	390円
	和室(3)	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	730円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円

備考

- 一 使用時間は、午前九時から午後九時までとする。
- 二 「午前」とは午前九時から正午までを、「午後」とは午後一時から午後四時三十分までを、「夜間」とは午後五時三十分から午後九時までをいう。
- 三 その使用に係る時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。
- 四 一時間ごとの使用料を定めた使用区分において、第一号の使用時間以外の時間に使用する場合における使用料は、この表に定める額とする。
- 五 前号の使用区分以外使用区分において、次のイからハまでに掲げる使用時間に係る使用料は、それぞれイからハまでに掲げる額とする。
 - イ 午前九時から午後四時三十分まで 午前の項及び午後の項に定める額の合計額
 - ロ 午後一時から午後九時まで 午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
 - ハ 午前九時から午後九時まで 午前の項、午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
- 六 前号の使用区分において、第一号に定める使用時間以外の時間に使用する場合（前号の場合を除く。）における使用料は、午後の項に定める額を時間割りして計算した額（十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げる。）とする。
- 七 使用者が対価の支払を受けて展示会その他の催しを行う場合その他これに類する場合の使用料は、この表に定める額の三倍以内において市長が定める。
- 八 会議室兼調理実習室を会議のために区分して使用する場合の使用料は、この表に定める額に〇・七を乗じて得た額（十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げる。）とする。

二. 個人使用する場合

使用区分		金額	
体育館・ホール・仙台市生涯学習支援センター及び仙台市北山市民センターのトレーニング室	一般	一回につき	240円
	小学生・中学生	一回につき	120円
仙台市寺岡市民センターのトレーニング室		一回につき	240円

仙台市市民センター条例施行規則

平成二年三月二九日

仙台市教育委員会規則第五号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市市民センター条例（平成二年仙台市条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第二条 市民センター（以下「センター」という。）の施設の使用時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、同項に規定するセンターの施設の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は休館することができる。

一 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。）

二 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たる日を除く。）

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日（前二号に掲げる日を除く。）

(使用許可の手続)

第四条 条例第三条第一項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、使用申込書及び教育委員会が必要と認める書類（次項において「使用申込書等」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用申込書等の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

一 センターの施設を専用使用しようとする場合には、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の二月前の月の十日から使用日までの期間内に行うこと

二 センターの施設を個人使用しようとする場合には、使用日に行うこと

3 教育委員会は、使用許可をしたときは、使用承認書を交付するものとする。

4 センターの施設の使用許可に係る手続（センターの施設を個人使用しようとする場合及び次条第二項に規定する場合の使用許可に係る手続を除く。）については、前三項の規定にかかわらず、市民利用施設予約システム（仙台市民利用施設予約システムの運用及び利用者登録等に関する規則（平成十五年仙台市規則第八十七号）第二条第二号に規定するものという。）を利用する方法により行うことができる。

第四条の二 条例第三条第二項第三号に規定する教育委員会が不適当と認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一 センターの施設において物品又は権利の販売又は宣伝（次項において「物品販売等」という。）を行おうとする場合

二 その他センターの設置目的に照らして教育委員会が不適当と認める場合

2 教育委員会は、前項第一号の規定にかかわらず、センターの設置目的に照らして適当と認める場合は、センターの施設において物品販売等を行おうとする者に対し、使用許可をすることができる。この場合において、物品販売等を行おうとする者は、教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(市長が必要と認めるときの使用料の納期限)

第五条 条例第四条第二項ただし書に規定する市長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する別に定める納期限は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 使用料を口座振替の方法により納入する場合 使用許可を受けた日の属する月の翌月末日

二 区長が特別な事由があると認める場合 区長が定める日（市長が必要と認めるときの使用料の額の特例）

第六条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が条

例第四条の二第一号に該当する場合において、同条の規定により市長が定める使用料の額は、零とする。

- 2 条例第四条の二第二号に規定する市長が別に定める期間は、次の各号に掲げる期間とし、同条の規定により市長が定める使用料の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 使用許可を受けた日から使用日の七日前の日までの期間
零

二 使用日の七日前の日の翌日から使用日までの期間 条例
第四条第一項の規定による使用料（条例第六条の規定により使用料を減免した場合にあっては、当該減免後の使用料）
の額

- 3 使用者が前条の納期限までに使用料を納入せず、かつ、センターの施設を使用する意思があると認められないときは、当該納期限の日において使用の取りやめの申出がなされたものとみなし、前項の規定を準用する。

（使用料の返還）

第七条 使用者が条例第四条の二第一号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、既納の使用料の全額とする。

- 2 使用者が条例第四条の二第二号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、前条第二項第一号に掲げる期間においては、既納の使用料の全額とする。

- 3 使用料の返還を受けようとする者は、還付請求書を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第八条 条例第十条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

（審議会）

第九条 仙台市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）

は、次に掲げる事務を所掌する。

一 生涯学習支援センター長から諮問のあったことについて、
審議すること

二 センターにおける各種の事業について、調査研究すること

三 センターにおける各種の事業について、評価すること

四 その他審議会が必要と認める事項について、審議等を行うこと

2 審議会に会長及び副会長一人を置く。

3 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第十条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、二月ごとに一回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十一条 審議会の庶務は、生涯学習支援センターにおいて処理する。

第十二条 前三条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（実施細目）

第十三条 この規則の実施細目は、教育長が定める。

附則省略